

採石のための掘削作業主任者 技能講習会(資格取得)開催案内

岩手県採石工業組合

今年度の「採石のための掘削作業主任者技能講習会(資格取得)」を別紙・実施要領により開催しますのでご案内申し上げます。受講資格該当者で受講を希望される方は実施要領の記載事項によりお申し込みください。

1. 講習のあらまし

この作業主任者技能講習は、労働安全衛生法第 14 条の規定に基づいて、岩手県採石工業組合が岩手労働局長より登録教習機関の許可を受け実施するものです。

- (1) この講習は、採石業にかかわる掘削面の高さが 2 m 以上の岩石掘削作業場に配置すべき作業主任者の、法的資格を取得するために行うものです。
- (2) 受講者の資格に関しては、3 年以上の岩石の掘削作業に従事した経験を要し、経験不足を一部学歴で補うことができます。
- (3) 受講対象者は、採石に関係のある事業所に従事する方です。

2. 受講資格

この技能講習受講の資格は、次の項目のいずれかに該当することが必要です。

- (1) 岩石の掘削の作業に 3 年以上従事した経験を有する者
- (2) 大学、高等専門学校または高等学校において土木または採鉱に関する学科を専攻して卒業した者で、その後 2 年間以上岩石の採掘の作業に従事した経験を有する者
- (3) その他厚生労働大臣が定める者(この該当者は講習科目の一部免除を受けることもできます。)
 - (イ) 採石のための掘削作業主任者技能講習規程(平成 15 年 12 月 19 日厚生労働省告示第 406 号)第 1 条各号に掲げる者
 - (ロ) 職業能力開発促進法第 27 条第 1 項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第 4 の訓練科の欄に掲げる石材科の訓練(旧能開法第 27 条第 1 項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、訓練法第 10 条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第 8 条第 1 項の能力再開発訓練として行われたものを含む。)を修了した者(採石についての技能を専攻した者に限る。)
 - (ハ) 職業能力開発促進法第 28 条第 1 項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第 11 条の免許職種欄に掲げる石材科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者